お客様各位 **受付番号：**

ご依頼の目的に沿った適切な試験を実施する為に，次の事項にご回答くださいますようお願いいたします。

**厚生省告示第370号 清涼飲料水・粉末清涼飲料 成分規格 検体情報記入用紙**

 　 ＊アルコール飲料，乳飲料，乳酸菌飲料，スープ等の食品は，本規格の対象外です。

|  |  |
| --- | --- |
| 分類 | 該当の □にチェックを入れてください |
| 種類 | [ ] 清涼飲料水 | [ ] ミネラルウォーター類 | [ ] 殺菌又は除菌を行わないもの ＜容器包装内の二酸化炭素圧力＞ [ ]  20℃で98kPa未満 （腸球菌・緑膿菌の試験有り） [ ]  20℃で98kPa以上[ ] 殺菌又は除菌を行うもの |
| [ ] ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水【A欄】・【B欄】それぞれご回答ください | 【A欄】[ ] 下記以外の清涼飲料水[ ] 原料用果汁[ ] 冷凍果実飲料 | 【B欄】りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものか否か [ ] 該当する　（パツリンの試験有り）[ ] 該当しない |
| [ ] 粉末清涼飲料 | 乳酸菌の添加： [ ] 有り [ ] 無し [細菌数の試験方法が変わります] |
| 容器包装形態 | [ ] 金属製 [例：アルミ缶，スチール缶など] | （スズの試験有り） |
| [ ] 金属製以外 [例：アルミパウチ，ペットボトル，瓶，紙パックなど] |  |
| 飲用分類 | [ ] そのまま飲用するもの | （原体で試験） |
| [ ] 原料用果汁(濃縮されていないもの) |
| [ ] 濃縮原料用果汁 | （ﾋ素，鉛，スズ及びパツリンは，濃縮した倍数の値を用いて試験）濃縮倍数 倍 |
| [ ] 希釈して飲用するもの | （ﾋ素，鉛，スズ及びパツリンは，飲用希釈濃度で試験）飲用希釈濃度を以下のいずれかにご記入ください。① 検体を 倍希釈② 検体 g ・ ml を水 mlに溶解③ 検体と水の割合 → 検体 ：水 ④ その他の希釈法 成績書に記載いたしますので，具体的な数値でご提示ください。 |
| その他 特記事項がございましたら，ご記入ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ◎注意事項 | 1. 最終製品でないものや開封品等では，一部の試験をお受けできない場合がございます。 別途ご相談ください。（混濁，沈殿物又は固形の異物，細菌検査は開封品ではお受けできません。）2. 重金属項目は「限度試験」です。定量値（数値）をご希望の場合は，各項目の定量試験をお奨めいたします。 [参考] 本規格試験における重金属3項目の限度値（相当濃度）：ヒ素0.2ppm，鉛0.4ppm，スズ150.0ppm |

JFRL確認者